

# 油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

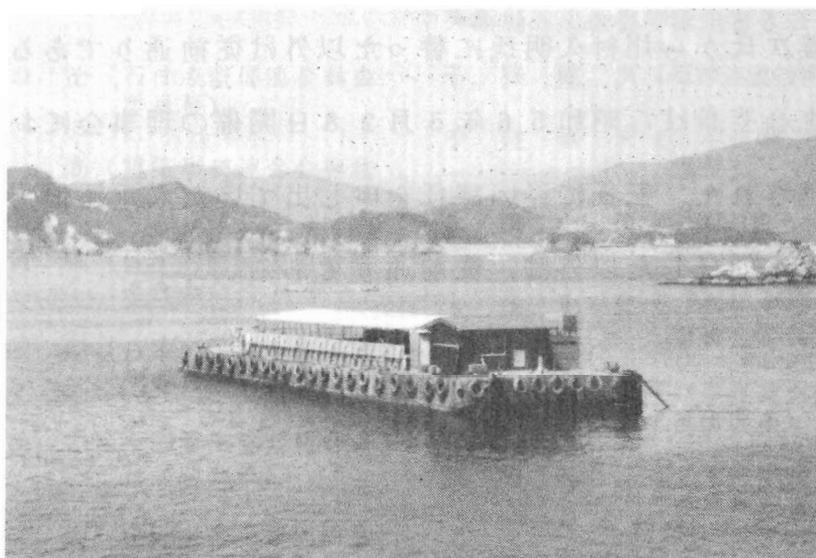
No.17

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

56.7 発行



油濁影響調査実験台船(三重県宿浦)

## も く じ

I	役員・評議員, 中央漁場油濁被害等認定審査委員の改選について.....	2
II	昭和55年度事業報告概要.....	4
III	中央審査会の動き.....	11
IV	地方審査会の動き.....	16
V	専門委員会検討結果について.....	18
VI	労務費及び漁船用船費の改訂.....	19
VII	昭和55年度県別油濁被害一覧表.....	20
VIII	昭和55年度漁場油濁被害状況一覧表.....	22
IX	昭和55年度漁場油濁被害発生図.....	32

## I 役員，評議員，中央漁場油濁被害等 認定審査会委員の改選について

2年間の任期満了にともない，本基金の役員・評議員及び中央漁場油濁被害等認定審査会委員（中央審査会委員）の改選が行われた。

評議員は昭和56年3月3日開催の理事会において，理事・監事は同年3月23日開催の新評議員による評議員会において，それぞれ別記の如く選任された。なお評議員が福岡県水産林務部次長の庁内人事異動に伴い藤本義次氏から川村久明氏に替った以外は従前通りである。

中央審査会委員は，昭和56年5月28日開催の理事会において別記の如く改選された。転任に伴い辞任を申し出ていた八重尾恒男氏に替り来住恭男氏が就任した以外は，従前通りである。

役員

理事長 宮原 九一（全国漁業協同組合連合会会長）  
 専務理事 前田 優  
 理事 山田 岸松（兵庫県漁業協同組合連合会会長）  
 理事 米津 貞義（島根県漁業協同組合連合会会長）  
 理事 奥原 時蔵（経済団体連合会専務理事）  
 理事 秋山 博一  
 監事 佐々木 輝夫（大日本水産会専務理事）

評議員

中央漁場油濁被害等認定審査会委員

成田 寿治（石油連盟環境委員会委員長）	若狭 健次（石油連盟技術環境部次長）
長橋 尚（電気事業連合会専務理事）	中村 恒夫（日本鉄鋼連盟環境管理課長）
三木 友輔（日本内航海運組合総連合会会長）	松田 茂（全国内航タンカー海運組合保険委員会委員長）
高田 四郎（日本船主協会法規専門委員会委員長）	来住 史郎（日本船主協会法規専門委員会委員）
池尻 文二（全国漁業協同組合連合会副会長）	岩崎 京至（日本水産資源保護協会常務理事）
西村 清俊（全国水産業協同組合共済会副会長）	浜崎 礼三（全国漁業協同組合連合会常務理事）
中里 久夫（全国漁業共済組合連合会副会長）	青柳 輝雄（全国海苔貝類漁業協同組合連合会参事）
矢野 静男（漁船保険中央会専務理事）	石井 実也（全国漁業共済組合連合会事業部長）
飛田 勇次（中央漁業操業安全協会専務理事）	来住 恭男（日本船主責任相互保険組合損害調査部長）
真田 和美（全国海苔貝類漁業協同組合連合会専務理事）	成田 健治（弁護士）
大友 育造（宮城県水産林業部長）	早川 俊幸（弁護士）
川村 久明（福岡県水産林務部次長）	瀬尾 信雄（弁護士）

## Ⅱ 昭和55年度 事業報告概要

### 1. 事業概要

昭和55年度中の原因者不明の漁場油濁被害認定件数は63件で、昨年度の認定件数80件を約21%下廻った。

内訳は漁業被害のみのもの7件、漁業被害と防除・清掃が併発したものの7件、防除・清掃のみのもの49件である。

本年度も例年同様秋期のオイルボール、冬期の養殖のりの被害が多くみられた。オイルボールについては南西諸島等の島嶼への漂着が相変わらず続いており、漁業被害については蓄養中のいわしの被害、操業中の小型機船底曳網の被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を開き、慎重審議のうえ被害額の認定を行った。大きな被害を受けた地区等については、県（都道府）漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開催し、基礎資料の調査収集及び審議検討を行い、その結果を中央審査会へ報告した。中央審査会における審議結果の報告に基づき、基金は被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。

油濁による水産生物に対する影響を明らかにするため、昭和54年度から開始した漁場油濁影響調査事業を引き続き実施した。

調査啓蒙指導事業としては、会報の発行、現地での説明会を行うとともに油濁による漁業被害予備調査、未発生府県におけるオイルボール等の漂着状況実態調査及び付着油除去技術開発調査を実施し、関係者の啓蒙普及に努めた。また、救済金等の配分状況検査を実施した。

### 2. 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和55年4月東京都八丈島付近で操業中のとび魚流刺網に前年度同様タールの油が付着し、漁具に被害をもたらした。6月大分県津久見湾奥のいわしの生簀に廃油状の油が流入、蓄養中のいわしに被害をもたらした。7月には沖縄県沖縄本島東海岸に大量の柔らかい廃油が漂流漂着、その一部が勝連半島沖の小型定置網を汚染

し、12月には福井県嶺北地区から石川県加賀市にかけ柔らかいボール状の廃油が漂流漂着、福井県下の岩礁地帯の岩のりと操業中の小型機船底曳網に被害を与えた。また、56年1月には長崎県上対馬峰町西海岸に前年度に引き続き廃油が漂着、岩のり等藻類に被害をもたらした。

さらに、本年度もりの養殖業の被害が各地において頻発した。即ち、養殖初期の55年10月福岡県行橋地区、千葉県木更津地区及び香川県庵治地区に被害が発生したのを始めとして56年1月香川県坂出地区・高松地区及び愛知県常滑地区、2月香川県小豆島地区、3月愛媛県魚島地区及び愛知県常滑地区と被害が続いた。なかでも55年10月から56年2月にかけて4地区において連続して発生した香川県下では、漁期間中終始油濁対策が続き被害額も合計1億1,900余万円に及んだ。本年度、漁業被害の発生件数中のり養殖業の占める率は64%となった。

これらの関係県においては延17回に亘り地方審査会が開催され、被害認定に必要な基礎資料の調査収集検討が進められ、その結果が中央審査会へ報告された。

以上の漁業被害に関する救済金の認定総額は190,865,334円となり、被害漁業者に対しそのうち55,095,773円を交付、認定済の135,769,561円については、56年5月13日に交付した。

### 3. 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定した防除・清掃事業は56件であった。月平均では4.7件となる。本年度のオイルボールの漂着事故は沖縄県沖縄諸島及び先島諸島で12件、鹿児島県薩南諸島で16件、東京都伊豆七島で6件を数え、これらの地区へのオイルボールの漂着が依然として多いことを示している。このほか、北は青森県から南は熊本県に至る16県下において防除・清掃事業が実施された。なかでも先述の55年7月に発生した沖縄県沖縄本島東海岸と、12月発生した福井県嶺北地区、石川県加賀地区の油濁事故は酷暑と酷寒下での極めて困難な作業となり、不法投棄者への怒りをつのらせた。

これら油の態様をみると、オイルボールの海浜漂着のもの40件、液状油のもの16件があげられ、オイルボールの漂着に伴うものが71%と多い。

防除・清掃事業の年度区分は、昭和55年1月1日から同年12月末日までの発

## 油濁基金だより

発生事故とされているので、認定防除費の交付は12月28日発生沖縄県久高地区の事故までが対象になり、認定防除費総額109,713,794円を被害漁業者に対し交付した。

月別漁場油濁被害発生件数

月別 区分	55												56			計	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	期 間	件数
漁業被害	1	3	2	1	—	1	1	—	—	3	—	1	4	1	2	55/1~55/12 55/4~56/3	13 14
防除清掃	4	8	5	7	2	5	2	1	1	5	7	7	7	4	8	55/1~55/12 55/4~56/3	54 56
計	5 (1)	11 (3)	7 (2)	8	2	6 (1)	3 (1)	1	1	8 (1)	7	8 (1)	11 (3)	5	10 (1)	55/1~55/12 55/4~56/3	67 (10) □ 70 (7) □

(注)

- ( )内の数字は、漁業被害と防除・清掃との重複(併発)のもの(内数)。
- 内の数字は、原因者判明により救済対象とならなかったもの(外数)。

#### 4. 漁場油濁影響調査事業

油濁の水産生物に対する影響をより一層明らかにして、油濁による漁業被害の防止及びその救済措置等に資するため前年度に引き続き漁場油濁影響調査を実施した。

調査は、研究者、学識経験者等からなる調査検討委員会を開催して調査実施計画、実験結果等についての検討を行ない、関係の大学及び研究機関に委託して実施した。本年度実施した調査事項は次のとおりであり、来年度以降も引き続き段階的に試験実施の予定である。

##### ○ 野外実験

この試験は、できるだけ自然環境に即応し、油濁の実態に対応した実験を試みる見地から実験台船(約600t)内の大型水槽を利用して水産生物に対する油濁

の影響を検討するもので、本年度も引き続き日本エヌ・ユー・エス㈱に委託して次のような試験を実施した。

- (1) 水産生物に対する鉱油類の有害性の影響試験（特に水溶成分微量油の有害性について）

この試験は、前年度に引き続き鉱油類が水面拡散して行く過程で海中に溶解する水溶成分微量油の水産生物に対する有害性（着臭，有毒性等）について鉱油種類別（変性油を含む），生物種類別に検討を行なった。

◎ 試験鉱油： 原油①，②， 重油（A，B，C）， 廃油①，②

◎ 供試生物：ヒジキ，テングサ，ヒトエグサ，トコブシ，サザエ，ムラサキウニ，ヒオウギガイ，クルマエビ，ムラサキイガイ，ブリ幼魚，カサゴ，マダイ，マアジ，クロメジナ，ウマズラハギ

（注）試験鉱油の種類

原油①…………アラビアン・ライト

原油②…………イラニアン・ヘビー＋カフジ

重油……………A重油、B重油、C重油

廃油①……………混合油系の廃油

廃油②……………B重油系の廃油

- (2) マダイに対する含油餌料の取込みと摂餌効果

この試験は、餌生物と関連して、マダイに対する含油餌料（原油①，A重油）の取込みの有害性及び嫌忌性について観察し、油濁の二次的影響を検討した。

○ 室内実験

- (1) 魚介類の鉱油類に対する嫌忌性についての試験

この試験は、各鉱油類に対する魚類の嫌忌行動を観察して、鉱油類別の魚類の嫌忌行動の違いを把握するもので、本年度も引き続き千代田デイズ㈱に委託して原油②，A重油及びB重油に対するマアジの嫌忌行動の違いについての試験を行なった。

- (2) 水産生物の油塊との強制接触による影響試験

この試験は、各鉱油類の水産生物に与える影響についての試験で、生物のへい死，枯死，生物性状，着臭等について、生物の種類，生育過程，油種，濃度等の別に経時的に検討する。

- ① 魚類に対する影響試験は三重大学に委託して原油①，重油（B，C），廃油①を種々の海産魚類（ブリ稚魚，ウマズラハギ，ボラ，メバル，カサゴ等）の体表や鰓に塗布し，その影響を病理組織学的に調べた。
  - ② 藻類に対する影響試験は三重大学に委託して原油①，重油（B，C）を用いてヒトエグサに対する影響を調べた。
  - ③ 貝類に対する影響試験は千代田デイムス㈱に委託して，原油①，重油（B，C）を用いて，アサリ，アワビ，バテイラに対する影響を調べた。
- (3) 水産生物に対する処理剤及び処理剤混合油の毒性試験

この試験は，処理剤及び処理剤混合油の水産生物に対する毒性について，経過時間ごとの半数致死濃度（TL<sub>50</sub>）を求め，処理剤及び処理剤混合油の毒性の経時的変化について究明する。

- ① 魚類に対する毒性試験は三重大学に委託して，各種鉱油（6種類），処理剤（ネオス）及びその処理剤混合油とヒメダカ，コイ及び金魚の卵とふ化仔魚，各種海産魚（ブリ，イシダイ，イサキ，ウマズラハギ，メバル，カサゴ，ハゼ，イシガレイ等18種類）を用いて，それらの毒性の違いについて比較検討した。
  - ② 貝類に対する毒性試験は千代田デイムス㈱に委託して，処理剤（ネオス）及び原油（2種類），重油（B，C）の処理剤混合油を用いてアサリ，アワビ，バテイラに対する毒性を調べた。
- (4) 水産生物に対する風化油を用いた影響試験

この試験は，流出直後の性状と異なる風化油を用いた水産生物に対する影響試験を行なうものであるが，本年度も引き続き北海道大学に委託して①風化油中の水溶性成分の検出（水-油系における風化油中のn-パラフィンの溶出）と②風化油の藻類に及ぼす影響についての試験を実施した。

- (5) 鉱油類が海洋微生物の生態に及ぼす影響並びに鉱油類の微生物分解に関する試験

—砂に吸着した石油の海洋微生物による分解—

この試験は砂浜に漂着した流出油が海洋微生物によってどの程度分解されるかを検討するもので，本年度も引き続き東京大学に委託し，B重油を用いて試

験を実施した。

○大規模油濁被害地の事例調査

—油濁の水産生物に対する影響調査（後遺症調査）—

この調査は、実際に油濁被害が発生した漁場における根付資源等の水産生物への被害状況を追跡調査して、油濁による漁業被害とくに後遺症被害について、調査検討するものである。

本年度は、昭和55年2月に長崎県対馬、五島、平戸地区で発先した油濁事故に関し、長崎県に委託して、ヒジキ、イワノリ、サザエ、ウニ、ミナ等の根付資源に対する影響について調査検討した。

5. 漁場油濁に関する調査啓蒙指導事業

(1) 油濁による漁業被害予備調査

被害額の算定に困難が伴う磯根資源の油濁被害が近時多発の傾向にあるため、被害地における漁業の実態を調査するとともに被害が発生した場合の調査方式、被害額算定方式につき検討し、迅速、かつ公正な被害額の算定に資することを目的とした調査を行った。

調査は、学識経験者からなる調査委員会により行い、被害額算定上の問題点とその解明を行った。

調査結果をとりまとめ報告書を作成、関係方面へ配布した。

(2) オイルボール等の漂着状況実態調査

基金発足以来、油濁被害が発生していない府県における漂着オイルボール等の実態を調査し、併せて現地において説明会を催し油濁被害救済制度に係る啓蒙普及に努め、被害発生地における漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図ることを目的として関係府県漁業協同組合連合会を通じ調査を実施した。

(3) 付着油除去技術開発調査

海岸に油が漂着し、岩礁に付着した場合等の油の除去は頗る困難である。これを機械力応用によって行うことにより迅速、かつ、十分な効果をあげ資源の再生産ができるようその技術開発につき検討することを目的とした調査検討を行った。

調査は学識経験者からなる検討委員会により行い物理的、化学的処理方法の検

討、既往の文献資料の収集分析などを行い、検討結果をとりまとめた。

なお、7月には東京都下八丈島において高圧噴射機による岩礁付着油の除去実験を実施した。

(4) 救済金等配分状況の検査

基金の救済対象となった漁業被害の救済金及び防除費の交付金が申請者である漁業協同組合においてどのように配分されているのかの検査を、業務方法書第13条に基づき基金の役職員及び基金の委嘱する県漁連の職員により実施し、救済事業の円滑化を図った。

(5) 公報普及活動について

(ア) 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成し、全国の漁業協同組合を始め関係機関へ配布し油濁救済制度の普及に努めた。とくに内容の一部に漁場油濁被害発生報告書等被害救済申請関係書類の様式記載例を掲載し、申請事務の円滑化を図った。

(イ) 油濁被害救済事務の徹底を図るため、漁業協同組合等の役職員を対象に各地において説明会を催した。

### Ⅲ 中央審査会の動き

#### 1. 昭和55年度第7回中央審査会

昭和56年3月30日本年度最後の第7回中央審査会が開催され、福井県嶺北海岸地区等9件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回上程された案件は、防除清掃を伴う漁業被害3件と防除清掃のみのももの6件であった。

漁業被害については、福井県嶺北海岸地区のいわのり、底曳網漁業の被害と愛知県常滑地区ののり養殖業の被害及び長崎県対馬地区のいわのり、ひじきの被害で、いずれも地方審査会を開催し、その検討を経て上程された。

会議では、次のような問題点について指摘及び審議検討された結果、別表〔その1〕のとおり認定された。

##### (1) 福井県嶺北海岸地区については

- ① いわのりの単価のきめ方で部落毎に協定するとあるが生産者が決めるのか、買う方が決めるのか（生産者が決める）。
- ② 仲買人からクレームのついた100匹の油汚染カニについての被害申請はないのか（被害者の特定が不可能なため申請はされていない）。

##### (2) 愛知県常滑地区については

- ① 支柱柵だけの被害だが、ベタ流しには被害はなかったのか（汐時の関係か、表面を通過したらしく幸い被害はなかった）。
- ② 葉体の脱落は油の影響といえるか（被油しない他の葉体については、風波による脱落はみられないので油の影響と考えられる）。

##### (3) 長崎県対馬地区について磯根資源の被害率の出し方については、今後一層検討を深めることを前提として認定案通り認定された。

#### 2. 昭和56年度第1回中央審査会

昭和56年4月28日本年度第1回の中央審査会が開催され、香川県坂出地区等13件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。今回上程された案件は防除清掃を伴う漁業被害1件、漁業被害のみのももの4件と防除清掃のみのももの8件であった。

漁業被害については香川県坂出地区，同県高松地区，同県小豆島地区，愛媛県魚島地区及び愛知県常滑地区ののり養殖業の被害で，いずれも地方審会を開催し，その検討を経て上程された。

会議では，次のような問題点について指摘及び審議検討された結果，別表「その2」のとおり認定された。

- (1) 香川県坂出地区について王越の場合，隣接の松山漁場の実績を使わなかったのか（実績としてではなく豊凶指数として使っている）。
- (2) 松山より王越の方が計算上1割方生産指数が高くであるが，現地の見方としてはどうか（王越の方が漁場としてよい方である）。
- (3) 汚染のり網を廃棄して代替種網を購人した場合，廃棄した網地の減価償却分を救済金から差引くべきでないか（今後の検討課題とする）。
- (4) 今後申請書に海上保安部の原因者究明についての証明書を付けるようにしたらどうか（どこの保安部（署）でも証明してくれるとは限らないのでその都度電話等で原因者の究明につき把握していくようにしたい）。

### 3. 昭和56年度第2回中央審査会

昭和56年6月23日本年度第2回の中央審査会が開催され，福井県嶺北海岸地区等10件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回上程された案件は防除清掃のみのもの10件で，次のような問題点について指摘及び審議検討された結果，別表「その3」のとおり認定された。

なお，鹿児島県種子島地区他のモジャコ漁業の被害については一部資料不備のため本日の審査会上程は中止となり被害の概要説明をするにとどまった。

- (1) 島根県仁摩地区について本文中と認定案では作業員数が違っているが（認定案には回収した油塊を焼却専門業者のところへ運搬した際の作業員数が含まれており，正しい）。
- (2) 石川県の例のように新しい機械が導入されるようになってきたが，種々の新しい機械の賃貸料の妥当性等について検討，研究しておく必要がある。

〔その1〕 昭和55年度第7回中央審査会上程分

県・地区名	発 生 年月日	推定原因 (申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申 請		認 定		備 考
						漁業被害 円	防除清掃 円	漁業被害 円	防除清掃 円	
福井県 嶺北海岸地区	55.12.17	船舶	三国漁協地先 海岸一帯	三国、福井市 越前町、越前漁協	いわのり、底曳 網漁業の被害	7,256,691	1,666,875	7,256,691	1,665,875	
石川県 加賀市地区	12.18	不明	塩屋海岸一帯	加賀市漁協	防除清掃	—	706,465	—	706,465	
沖縄県 久高島地区	1.22.8	〃	久高島地先海岸	知念村漁協	〃	—	608,000	—	608,000	
愛知県 常滑地区	56.1.6	〃	鬼崎漁協地先 のり漁場	鬼崎漁協	のり養殖業の被害	16,166,331	424,500	16,164,433	424,500	重複労務費 △1,898円 を控除
長崎県 対馬地区	1.19	船舶	青海地先海岸 一帯	峰町西部漁協	いわのり、ひじ きの被害	4,080,911	313,100	4,080,911	313,100	
鹿児島県 徳之島地区	1.29	不明	金見海岸一帯	徳之島漁協	防除清掃	—	497,080	—	497,080	
鹿児島県 与論島地区	1.31	船舶	茶花海岸一帯	与論町漁協	〃	—	228,540	—	228,540	
沖縄県 宮古島地区	2.12	不明	池間漁協地先 海岸一帯	池間漁協	〃	—	2,433,500	—	2,433,500	
東京都 大島地区	2.20	〃	差木地漁協地先 海岸一帯	差木地漁協	〃	—	1,231,360	—	1,231,360	
計					漁業被害3件 防除清掃9件(3)	27,503,933	8,108,420	27,502,035	8,108,420	(1)は漁業被害 を伴うもので 内数である。

〔その2〕 昭和56年度第1回中央審査会上程分

県・地区名	発生日年月日	推定原因(申請)	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請		認定		備考
						漁業被害 円	防除清掃 円	漁業被害 円	防除清掃 円	
香川県 坂出地区	5.6.1.5	船舶	王越、松山漁協 地先のり漁場	王越、松山漁協	のり養殖業の被害	38,253,896	1,242,400	38,115,074	1,242,400	重複労務費△138,822円を控除
香川県 高松地区	1.16	"	下笠居外5漁協 地先のり漁場	下笠居、香西漁協 瀬戸内連合会	"	61,970,034	-	61,943,476	-	" △26,558円
香川県 小豆島地区	2.3	"	内海町漁協 地先のり漁場	内海町漁協	"	11,962,514	-	11,950,899	-	" △11,615円
鹿児島県 奄美大島地区	2.23	不明	名瀬市有良、芦花郡海岸一帯	名瀬漁協	防除清掃	-	205,800	-	205,800	
沖縄県 本部地区	2.26	"	本部漁協地先海岸	本部漁協	"	-	2,117,800	-	2,117,800	
鹿児島県 種子島地区	3.2	"	西之表市漁協地先海岸一帯	西之表市漁協	"	-	4,712,300	-	4,712,300	
愛媛県 魚島地区	3.7	船舶	魚島漁協地先のり漁場	魚島村漁協	のり養殖業の被害	6,175,260	-	6,175,260	-	
沖縄県 宮古島地区	3.10	不明	宮古島東海岸一帯	平良市漁協	防除清掃	-	3,793,500	-	3,793,500	重複労務費△5,027円とのり網使用月数の訂正による
愛知県 常滑地区	3.12	"	鬼崎漁協地先のり漁場	鬼崎漁協	のり養殖業の被害	17,761,298	-	17,584,852	-	△176,446円を控除
鹿児島県 奄美大島地区	3.13	"	大和村漁協地先海岸一帯	大和村漁協	防除清掃	-	1,784,900	-	1,784,900	
東京都 式根島地区	3.19	"	式根島大浦海岸一帯	式根島漁協	"	-	352,450	-	352,450	
東京都 三宅島地区	3.25	"	三宅島南東及び西海岸	三宅島漁協	"	-	1,735,060	-	1,735,060	
千葉県 夷隅地区	3.26	"	太東漁協地先海岸一帯	太東漁協	"	-	115,155	-	115,155	
計					漁業被害5件 防除清掃9件(1)	136,123,002	16,059,365	135,769,561	16,059,365	( )内は漁業被害を伴うもので内数である

〔その3〕 昭和56年度第2回中央審査会上程分

油濁被害により

県・地区名	発 生 年 月 日	推定原因 (申請)	発 生 場 所	関 係 漁 連	主 な 被 害 内 容	申 請		認 定		備 考
						漁業被害	防除清掃	漁業被害	防除清掃	
福井県 嶺北海岸地区	56. 3. 1	船舶	三国漁協地先 海岸一帯	三国、福井市、越 前、越前町漁協	防 除 清 掃	円 —	円 2,195,550	円 —	円 2,195,550	
石川県 加賀市地区	3. 2	不明	塩屋海岸一帯	加賀市漁協	"	円 —	円 5,377,315	円 —	円 5,377,315	
沖縄県 勝連地区	4.10	"	勝連町津堅島 海岸一帯	勝連漁協	"	円 —	円 1,051,600	円 —	円 1,051,600	
島根県 仁摩地区	4.21	"	仁摩町漁協地先 海岸	仁摩町漁協	"	円 —	円 1,651,785	円 —	円 1,651,785	
鹿児島県 奄美大島地区	4.24	船舶	名瀬市根瀬部地 先海岸	名瀬漁協	"	円 —	円 161,520	円 —	円 161,520	
鹿児島県 種子島地区外	4.25	"	種子島南方海上	西之表市漁協 他7漁協	モシヤコ漁業 の被害	円 —	円 —	円 —	円 —	被害額は調査中
三重県 志摩地区	5.18	不明	志島漁協地先 海岸	去島漁協	防 除 清 掃	円 —	円 489,060	円 —	円 489,060	
鹿児島県 種子島地区	5.20	"	西之表市東海岸	西之表市漁協	"	円 —	円 7,688	円 —	円 7,968,880	
福井県 三方地区	5.20	"	世久見漁協地先 海岸	世久見漁協	"	円 —	円 912,730	円 —	円 912,730	
東京都 大島地区	5.25	"	差木地漁協地先 トウシキ、ヨコヤ海岸	差木地漁協	"	円 —	円 311,400	円 —	円 311,400	
千葉県 木更津地区	6. 8	"	江川、久津間漁 協地先海面	江川、久津間漁協	"	円 —	円 1,019,840	円 —	円 1,019,840	
計					漁業被害1件 防除清掃10件	円 —	円 13,967,680	円 —	円 13,967,680	
55年度累計					" 14件 " 56件(7)	円 191,365,923	円 85,100,883	円 190,865,334	円 85,030,883	( )は漁業被害を 伴うもので内数 である。
56年度累計					" 1件 " 8件	円 —	円 6,394,815	円 —	円 6,394,815	

## Ⅳ 地方審査会の動き

本年3月になって、のり養殖業に係る油濁被害が香川県、愛媛県、愛知県で相ついで発生し、それぞれ地方審査会が開催された。特に香川県では1月以降の継続審議中の案件2件を含めて審議検討され、それぞれの審議検討結果が4月28日開催の昭和56年度第1回中央審査会に報告された。

### (1) 香川県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 } 第2回 } 既報 第3回 }	<p>既報のとおり、昭和56年1月5日発生の坂出市地区、同16日発生の高松市地区の養殖のりに係る油濁被害額について継続審議すると同時に、本年2月3日小豆郡内海漁協のり漁場に油が流入、のり網、施設を汚染し、関係機関の調査の結果、のり網の全面撤去廃棄処分となった事故。被害額の検討を行なった。</p> <p>被害区分</p> <p>①坂出市地区：生産物の廃棄、のり網撤去による生産減、漁具被害、復旧費用、防除清掃</p> <p>②高松市地区：生産物の廃棄、のり網撤去による生産減、漁具被害、復旧費用</p> <p>③小豆島地区：のり網撤去による生産減、漁具被害</p>
第4回 昭和56年3月20日	
第5回 昭和56年4月18日	

### (2) 愛媛県地方審査会

開催月日	審査内容
昭和56年4月8日	<p>昭和56年3月7月越智郡魚島村漁協のり漁場に重油が混ったビルジが流入し、漁期末をむかえたのり網、施設を汚染した。漁協では関係機関に通報するとともに合同で被害調査をし、のり網400枚は撤去廃棄、施設については払拭作業を実施した。</p>

開催月日	審査内容
	被害区分：のり網撤去による生産減，漁具被害，払拭作業費

(3) 愛知県地方審査会

開催月日	審査内容
第1回 昭和56年3月28日	昭和56年3月13日常滑市鬼崎漁協のり漁場に廃油が流入，生産中ののり網を汚染した。漁協では関係機関に通報するとともに被害調査を実施し，のり網の撤去，廃棄処分，原藻の摘取り廃棄，汚染板のりの廃棄処分を行なった。  被害区分：のり網撤去による生産減，原藻，製品の廃棄，漁具の被害
第2回 昭和56年4月16日	

地方審査会委員の変更

設置県	旧		新	
	氏名	所属 役職名	氏名	所属 役職名
愛知三重	増田 親	県農林水産部水産振興室長	加藤 博	同左
	松永 武男	県庁大気水質課長	寺辺 孝雄	〃
	玉田 五郎	〃 漁政課長	信藤 二己男	〃
和歌山	芝 誠次	県漁連専務	串上 公男	〃
	岡村 周見	県生活環境局公害対策室長	中場 敏	〃
	桜谷 良一	県商工会議所連合会常任幹事	欠員	〃
兵庫	田中 敏雄	(株)神戸製鋼所環境技術本部 環境管理部長	村瀬 信次	〃
	平野 謙哉	出光興産兵庫製油所副所長	斉藤 典弥	〃
広島	副島 直	県農政部水産課長	加藤 清	〃
	西本 実	県水試場長	石井 憲	〃
山口	藤原 俊昭	県水産部次長	亀永 恒二	〃
	井上 泰	県内海水試場長	八柳 健郎	〃
	岡山 等	県環境部公害対策課長	福田 俊平	〃
沖縄	伊野波 盛仁	県産課長	松本 當三	県漁政課長

## V 専門委員会検討結果について

昭和56年5月33日中央審査会のなかに設置されている専門委員会が開催され、課題となっていた次の事項について検討された。

### 1. 労務費及び漁船用船費の改訂について

昭和56年度は別掲により実施することとする（別項参照）。

### 2. 購入種網の代価のだし方について

（要 旨） 従来、購入種網を使用した場合、購入価格をそのままみてきたが、この場合被害廃棄網は被害時点まで使われてきているのであるから、その間の網具の償却分は購入価格から差引くべきではないか。

（検討結果） 被害廃棄網の償却期間（既に使用した期間）に相当する価格分を購入種網の価格から差引くものとする。

### 3. 廃棄網の耐用年数の見方について

（要 旨） 廃棄網の残存価格を算出する場合の耐用年数は従来3ヶ年としてみていたが、各地の実態をみた場合、1年使用で廃棄するものや、4年使用とするものもあり、まちまちである。画一的にみるのが妥当であるかどうか。

（検討結果） 被害地の実態に応じた耐用年数とする。

### 4. 生産必要経費の比較検討について

（要 旨） のり養殖業の生産物被害を算出する場合生産必要経費に、被害地によってアンバランスがある。大差があるのはおかしいので、過去の実績について検討する必要がある。

（検討結果） 生産必要経費の最近時の事例について検討した結果いずれも被害地の実態に応じ算出されており、妥当と思われる。なお、経費中の労務費部分の算出については、被害地の実態価格によるものとする。

## Ⅵ 労務費及び漁船用船費の改訂

防除・清掃事業に要する経費のなかの労務費と漁船用船費については、毎年農林統計等公的資料を基にして改訂を行っていますが、今年も次のように改められ、本年4月1日以降の発生の事故から適用されることになりました。

防除・清掃事業に要する経費中の作業のうち、労務費及び漁船用船費の支弁額を昭和56年4月1日から次のように改める。

ただし、著しい危険もしくは汚染を伴う作業、または高度の技能もしくは肉体的労働を要する作業と認められる労務費については、1時間当たり105円をこれに付加することがある。

### 1. 労務費（1時間当たり）

（単位：円）

	新	旧
男	7 4 0	7 0 0
女	5 5 5	5 2 5

参考、1日当たり（8時間労働）男5,920円、女4,440円

### 2. 漁船用船費（1日当たり）

（単位：円）

	新	旧
1 t 以上船	2 2,0 0 0	2 0,0 0 0
1 t 未満船	1 1,0 0 0	1 0,5 0 0

Ⅶ 昭和55年度県別油濁被害額一覧表

(単位：円)

区分 県名	漁業被害のみ		防除・清掃のみ		漁業被害・防除清掃併発			合 計		
	件数	金 額	件数	金 額	件数	漁業被害	防除・清掃	件数	漁業被害	防除・清掃
北海道										
青森			1	758,900				1		758,900
岩手			1	802,000				1		802,000
宮城										
秋田										
山形										
福島										
茨城										
千葉			6	527,925	1	10,593,990	424,760	7	10,593,990	952,685
東京	1	2,742,553	5	4,951,860				6	2,742,553	4,951,860
神奈川										
新潟										
富山										
石川			2	6,083,780				2		6,083,780
福井			1	2,195,550	1	7,256,691	1,665,875	2	7,256,691	3,861,425
静岡										
愛知	1	17,584,852			1	16,164,433	424,500	2	33,749,285	424,500
三重			1	354,750				1		354,750
京都										
大阪										
兵庫			1	339,500				1		339,500
和歌山										
鳥取			1	379,854				1		379,854
島根										
岡山										
広島			1	362,140				1		362,140
山口										
香川	3	81,642,750			1	38,115,074	1,242,400	4	119,757,824	1,242,400
徳島										
愛媛	1	6,175,260						1	6,175,260	
高知										
福岡	1	1,497,960						1	1,497,960	
佐賀										
長崎			1	685,836	1	4,080,911	313,100	2	4,080,911	998,936
大分					1	3,802,346	561,069	1	3,802,346	561,069
熊本			1	83,700				1		83,700
宮崎										
鹿児島			16	24,880,003				16		24,880,003
沖縄			11	20,544,120	1	1,208,514	17,449,261	12	1,208,514	37,993,381
合 計	7	109,643,375	49	62,949,918	7	81,221,959	22,080,965	63	190,865,334	85,030,883

昭和55年度における原因者不明油濁事故による府県別の被害件数は、左表のように63件、金額では2億76百万円弱である。

発生件数は、鹿児島、沖縄、千葉、東京に多く、この1都3件で41件、総件数の65パーセントに及んでいる。これは廃油ボール等が黒潮に乗って沖縄列島（沖縄）、南西諸島（鹿児島）、伊豆七島（東京）に押し寄せるからである。また千葉県で多発しているのは、船舶がふくそうしている東京湾をひかえているからであろう。

ところで、廃油ボール等が上記諸県に漂着する原因について、来住氏は「油濁基金だより」№15で、つぎのように言っている。

「台湾は世界有数の船舶スクラップ市場であり、タンカー不況の今日、世界各国から老令船タンカーが台湾に売られ、スクラップ化されており、スクラップ化に当り、ガスフリー（油船に充満するガスの放出）を行う際に生ずる大量の廃油・スラッジは、台湾に於ては日本の様に廃油処理施設が実備されておらず、海洋投棄が行われているのが実態である。これら大量のスラッジは黒潮に乗って日本に漂着していると考えられる」

日本海側では、石川・福井、長崎（対島）に各2件ずつ発生している。とくに昭和55年12月に発生した（石川・福井）は、両県下の海岸一帯に10～50mの巾で廃油ボールが大量に押し寄せたものである、また対島は、いわば日本海の廃油の常襲地帯で毎年2回以上の発生をみている。廃油ボールが対島にそって北上しているように見受けられるのである。これについても、来住氏はつぎのように推測している。

「韓国の造船所に入架するタンカーは、韓国領海を離れた日本海で、廃油・スラッジを不法投棄することも考えられ、本年（54年）3月壱岐・対島に漂着した原因者不明の大量の排油は、これら行為と推察される。日本は台湾からの黒潮海流、韓国からの対島海流にはさまれ、隣国の排油吹溜りの国になる恐れすらある。」

これら来住氏の見解は、今後の調査によって明らかにしなければならないが、原因者不明油濁事故のうち少なからぬ部分は、遠い公海上に原因をもつものであることは確かである。とすれば、国際的な防除体制、監視体制が整わないかぎり廃油ボール等による漁業被害は根絶しない。幸にも、発生件数は昭和53年95件、54年80件、55年63件と減少をつづけているが、決して安心できる状態にあるわけではない。

Ⅷ 昭和55年度漁場油濁被害状況一覧表

No	県・地区名	発生日月日	発生場所	被害状況
1	鹿児島県 種子島地区	55. 4. 9	中種子町海岸 一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、再流出するとトコブシ、磯建網に被害の恐れがあり清掃した。
2	沖縄県 金武湾地区	55. 4. <sup>12</sup> / <sub>14</sub>	金武湾石川地 区伊計、宮城 島海岸一帯	海岸にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降し、網干しに支障があり、モズクに被害の恐れがあり清掃した。
3	鹿児島県 奄美大島地区	55. 4. <sup>14</sup> / <sub>15</sub>	宇検・大和村 海岸一帯	海岸にオイルボールが漂着、ヒトエグサ、三枚網等に被害を及ぼす恐れがあり清掃した。
4	鳥取県 東伯地区	55. 4. 17	北条町、大栄 町、羽合町地 先海岸一帯	海藻類とともにオイルボールが漂着、地曳網に支障があり清掃した。
5	広島県 尾道地区	55. 4. 21	百島町 東方海上	百島東方海上を廃油が漂流、海岸に漂着し、アサリ等の被害の恐れがあり清掃した。
6	長崎県 対馬地区	55. 4. 21	峰町西部漁協 地先海岸	海岸に廃油状の油が漂着、ヒジキ、ハマチ養殖施設に被害の恐れがあり清掃した。
7	東京都 八丈島地区	55. 4. 21	八丈島三根赤 崎沖合漁場	トビ刺し網が被油し、漁網を廃棄処分した。
8	沖縄県 与那城村地区	55. 4. 23	海中道路西側 より照間海岸 一帯	C重油状のオイルボールが流れ藻等とともに漂着、モズクや定置網に被害の恐れがあり清掃した。
9	沖縄県 知念村地区	55. 5. 11	久高島海岸一 帯	海岸約4 Km にオイルボールが漂着、ウニ、モズク漁場に被害の恐れがあり清掃した。
10	東京都 式根島地区	55. 5. 28	大浦潟、石白 川海岸	海岸にオイルボールが漂着、天草の寄藻に被害の恐れがあり清掃した。
11	鹿児島県 種子島地区	55. 6. 4	中種子町海岸 一帯	海岸にオイルボールが漂着、磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
12	沖縄県 宮古島地区	55. 6. 11	宮古島東海岸、 来間島海岸一 帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。
13	鹿児島県 奄美大島地区	55. 6. 11	名瀬市有良海 岸	海岸一帯にオイルボールが漂着、磯建網、漁船の揚げ降しに支障があり清掃した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
中種子町漁協	—	—	3,407,908	3,407,908	3,407,908	3,407,908
石川市漁協 与那城村漁協	—	—	2,303,657	2,303,657	2,303,657	2,303,657
宇検村漁協 大和村漁協	—	—	4,075,230	4,075,230	4,075,230	4,075,230
中部漁協	—	—	379,854	379,854	379,854	379,854
浦島漁協	—	—	362,140	362,140	362,140	362,140
峰町西部漁協	—	—	685,836	685,836	685,836	685,836
八丈島漁協	2,742,553	2,742,553	—	—	2,742,553	2,742,553
与那城村漁協	—	—	1,325,834	1,325,834	1,325,834	1,325,834
知念村漁協	—	—	2,652,400	2,652,400	2,652,400	2,652,400
式根島漁協	—	—	309,500	309,500	309,500	309,500
中種子町漁協	—	—	3,666,580	3,666,580	3,666,580	3,666,580
平良市漁協	—	—	1,983,000	1,983,000	1,983,000	1,983,000
名瀬漁協	—	—	352,950	352,950	352,950	352,950

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生日月日	発生場所	被害状況
14	青森県 津軽半島地区	55. 6.20	小泊村地先 海岸一帯	海岸一帯にオイルボールがゴミ等とともに漂着、海藻の天日干しに支障があり清掃した。
15	大分県 津久見市地区	55. 6.26	津久見湾	廃油状の油が湾内に流入、イワシ生簀等に被害を与えた。
16	鹿児島県 屋久島地区	55. 7. 7	屋久島海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降しに支障、又磯建網に被害の恐れがあり清掃した。
17	沖縄県 本島東海岸地区	55. 7.21	金武湾、中城湾の海上、海岸一帯	廃油状の油とオイルボールが湾内に漂流、回収した。すでに海岸一帯に漂着しているオイルボールは清掃した。小型定置網に被害を与えた。
18	鹿児島県 根占地区	55. 8. 1	根占町山本大浜地先海岸	海岸一帯にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降し等に支障をきたした。又、かじき流刺網等に被害の恐れがあり清掃した。
19	鹿児島県 徳之島地区	55. 9.28	伊仙町地先海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降し、網の天日干し等に支障があり清掃した。
20	鹿児島県 種子島地区	55.10. 8	西之表市安城港周辺海岸	港の周辺にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降し等に支障があり、清掃した。
21	福岡県 行橋地区	55.10.11	養島漁協地先のり漁場	のり漁場に油が流入。のりに被害を与えた。
22	沖縄県 国頭地区	55.10.16	東村地先海岸一帯	海岸にオイルボールが漂着。漁船の揚げ降し等に支障があり清掃した。
23	熊本県 荒尾市地区	55.10.17	荒尾漁協地先のり漁場附近	のり漁場附近に油が漂流、のりに被害の恐れがあり、防除・清掃を行った。
24	岩手県 宮古地区	"	浄土ヶ浜沖	浄土ヶ浜沖に油帯が漂流、ホタテの稚貝等に被害の恐れがあり、防除・清掃を行った。
25	千葉県 木更津地区	55.10.18	金田、牛込漁協地先のり漁場	のり漁場に油が流入、施設等に被害を与えた。
26	香川県 庵治地区	55.10.27	庵治漁協地先上ノ州のり漁場	廃油らしき油がのり漁場に流入、のり網に被害を与えた。
27	三重県 津市地区	55.11.12	伊倉津漁協地先のり漁場附近	伊倉津防波堤灯台北側で油が漂流、養殖ののりに被害の恐れがあり防除した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
小泊漁協	—	—	758,900	758,900	758,900	758,900
津久見市漁協	3,877,596	3,802,346	561,069	561,069	4,438,665	4,363,415
屋久町漁協 上屋久町漁協	—	—	1,833,585	1,833,585	1,833,585	1,833,585
国頭、与那城村、 勝連、南原、沖 縄市、知念村 糸満漁協	1,208,514	1,208,514	17,449,261	17,449,261	18,657,775	18,657,775
根占町漁協	—	—	504,450	504,450	504,450	504,450
伊仙町漁協	—	—	964,700	964,700	964,700	964,700
西之表市漁協	—	—	506,800	506,800	506,800	506,800
葭島漁協	1,567,960	1,497,960	—	—	1,567,960	1,497,960
国頭漁協	—	—	542,854	542,854	542,854	542,854
荒尾漁協	—	—	83,700	83,700	83,700	83,700
宮古漁協	—	—	802,000	802,000	802,000	802,000
牛込漁協 金田漁協	10,593,990	10,593,990	424,760	424,760	11,018,750	11,018,750
庵治漁協	7,748,375	7,748,375	—	—	7,748,375	7,748,375
津市漁協	—	—	354,750	354,750	354,750	354,750

油濁基金だより

No	県・地区名	発 生 年 月 日	発 生 場 所	被 害 状 況
28	沖縄県 与那城地区	55.1.1.17	照間海岸, 宮城島船留り	オイルボールが漂着, 漁船の揚げ降し, 網の天日干し等に支障があり, 清掃を行った。
29	千葉県 鋸南町地区	55.1.1.18	鋸南町地先のり漁場附近	鋸南町保田, 勝山, 富津市天羽漁協地先のり漁場の近くに油が漂流, 防除した。
30	千葉県 船橋市地区	55.1.1.25	船橋市漁協地先のり漁場附近	のり漁場附近に油が漂流, 航行拡散した。
31	兵庫県 津名郡地区	"	岩屋, 岩屋共栄漁協地先	港内に油が漂流, 生簀網等に被害の恐れがあり, 防除し一部生簀網に付着し払拭作業を行った。
32	東京都 三宅島地区	55.1.1.27	三宅島海岸一帯	海岸にオイルボールが漂着, てんぐさ等に被害の恐れがあり, 清掃した。
33	千葉県 富津市地区	55.1.1.28	全富津漁協地先のり漁場附近	のり漁場附近に油が漂流, 航行拡散した。
34	沖縄県 池間島地区	55.1.2.2	池間島一円	海岸一帯にオイルボールが漂着, 採貝漁業等に被害の恐れがあり, 清掃した。
35	福井県 嶺北海岸地区	55.1.2.17	三国漁協地先海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着, イワノリ, 底曳網に被害を与えた。
36	石川県 加賀市地区	55.1.2.18	塩屋海岸一帯	加賀市塩屋海岸一帯にオイルボールが漂着, 定置イワノリに被害の恐れがあり清掃した。
37	鹿児島県 種子島地区	55.1.2.18	西之表漁協地先海岸	海岸にオイルボールが漂着, 再流出して, フノリ, 天草等に被害の恐れがあり清掃した。
38	鹿児島県 奄美大島地区	55.1.2.22 25	名瀬, 大和村, 竜郷地先海岸	海岸にオイルボールが漂着, 再流出して磯建網等に被害の恐れがあり清掃した。
39	鹿児島県 与論島地区	55.1.2.25	茶花港周辺	港周辺にオイルボールが漂着, モズク, アオノリ等に被害の恐れがあり清掃した
40	沖縄県 久高島地区	55.1.2.28	久高島地先海岸	海岸にオイルボールが漂着, ヒトエグサ等に被害の恐れがあり清掃した。
41	香川県 坂出市地区	56.1.5	王越, 松山漁協地先のり漁場	のり漁場に油が流入, のりに被害を与えた。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
与那城村漁協	—	—	1,249,225	1,249,225	1,249,225	1,249,225
保田漁協	—	—	60,700	60,700	60,700	60,700
船橋市漁協	—	—	22,770	22,770	22,770	22,770
岩屋漁協 岩屋共栄漁協	—	—	409,500	339,500	409,500	339,500
三宅島漁協	—	—	1,323,490	1,323,490	1,323,490	1,323,490
全富津漁協	—	—	64,050	64,050	64,050	64,050
池間漁協	—	—	1,534,350	1,534,350	1,534,350	1,534,350
三国,福井市越 廻,越前町漁協	7,256,691	7,256,691	1,665,875	1,665,875	8,922,566	8,922,566
加賀市漁協	—	—	706,465	706,465	706,465	706,465
西之表市漁協	—	—	990,400	990,400	990,400	990,400
名瀬,大和村 竜郷漁協	—	—	982,290	982,290	982,290	982,290
与論町漁協	—	—	166,490	166,490	166,490	166,490
知念村漁協	—	—	608,000	608,000	608,000	608,000
王越漁協 松山漁協	38,253,896	38,115,074	1,242,400	1,242,400	39,496,296	39,357,474

油濁基金だより

No.	県・地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
42	愛知県 常滑市地区	56. 1. 6	鬼崎漁協地先の のり漁場	のり漁場に油が流入、のりに被害を与えた。
43	千葉県 木更津地区	56. 1.13	牛込漁協地先の のり漁場附近	のり漁場附近に油が漂流、航行拡散した。
44	"	56. 1.15	金田漁協地先の のり漁場附近	のり漁場附近に油が漂流、航行拡散した。
45	香川県 高松市地区	56. 1.16	下笠居外5漁協地先の のり漁場	下笠居外5漁協地先ののり漁場にビルジが流入、のりに被害を与えた。
46	長崎県 対馬地区	56. 1.17	青海地先海岸 一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、イワノリ等に被害を与えた。
47	鹿児島県 徳之島地区	56. 1.29	金見海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、漁船の揚げ降し等に支障があり、清掃した。
48	鹿児島県 与論島地区	56. 1.31	茶花海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、モズク、アオノリ等に被害の恐れがあり清掃した。
49	香川県 小豆島地区	56. 2. 3	内海町漁協地 先ののり漁場	のり漁場に廃油が流入、のりに被害を与えた。
50	沖縄県 宮古島地区	56. 2.12	池間漁協地先 海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、採貝漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
51	東京都 大島地区	56. 2.20	差木地漁協地 先海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、採貝藻等に被害の恐れがあり清掃した。
52	鹿児島県 奄美大島地区	56. 2.23	名瀬市有良、 芦花部海岸一 帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、アオノリ等に被害の恐れがあり、清掃した。
53	沖縄県 本部地区	56. 2.26	本部漁協地先 海岸	海岸にオイルボールが漂着、小型定置、アオサ、モズク等に被害の恐れがあり、清掃した。
54	福井県 嶺北地区	56. 3. 1	三国漁協地先 海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、イワノリ等に被害の恐れがあり清掃した。

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
鬼崎漁協	16,166,331	16,164,433	424,500	424,500	16,590,831	16,588,933
牛込漁協	—	—	102,100	102,100	102,100	102,100
金田漁協	—	—	163,150	163,150	163,150	163,150
下笠居漁協 外5漁協	61,970,034	61,943,476	—	—	61,970,034	61,943,476
峰町西部漁協	4,080,911	4,080,911	313,100	313,100	4,394,011	4,394,011
徳之島漁協	—	—	497,080	497,080	497,080	497,080
与論町漁協	—	—	228,540	228,540	228,540	228,540
内海町漁協	11,962,514	11,950,899	—	—	11,962,514	11,950,899
池間漁協	—	—	2,433,500	2,433,500	2,433,500	2,433,500
差木地漁協	—	—	1,231,360	1,231,360	1,231,360	1,231,360
名瀬漁協	—	—	205,800	205,800	205,800	205,800
本部漁協	—	—	2,117,800	2,117,800	2,117,800	2,117,800
三国, 福井市, 越廼, 越前町漁協	—	—	2,195,550	2,195,550	2,195,550	2,195,550

油濁基金だより

No.	県、地区名	発生年月日	発生場所	被害状況
55	石川県 加賀市地区	56. 3. 2	塩屋海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、イワノリ等に被害の恐れがあり、清掃した。
56	鹿児島県 種子島地区	"	西之表市漁協地先海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、フノリ、天草等に被害の恐れがあり、清掃した。
57	愛媛県 魚島地区	56. 3. 7	魚島漁協地先のち漁場	のり漁場に油が流入、のり網施設等に被害を与えた。
58	沖縄県 宮古島地区	56. 3. 10	宮古島東海岸一帯	東海岸一帯にオイルボールが漂着、小型定置、アオサ、モズク等に被害の恐れがあり清掃した。
59	愛知県 常滑市地区	56. 3. 12	鬼崎漁協地先のり漁場	のり漁場に油が流入、のり網、生産物に被害を与えた。
60	鹿児島県 奄美大島地区	56. 3. 13	大和村漁協地先海岸一帯	海岸にオイルボールが漂着、小型定置、アオサ等に被害の恐れがあり清掃した。
61	東京都 式根島地区	56. 3. 19	式根島大浦海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、天草等に被害の恐れがあり清掃した。
62	東京都 三宅島地区	56. 3. 25	三宅島南東及び西海岸	海岸にオイルボールが漂着、天草等に被害の恐れがあり清掃した。
63	千葉県 夷隅地区	56. 3. 26	太東漁協地先海岸一帯	海岸一帯にオイルボールが漂着、天日干し等に支障があり、清掃した。
	合計			

関係漁協	漁業被害		防除・清掃		合 計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
加賀市漁協	—	—	5,377,315	5,377,315	5,377,315	5,377,315
西之表市漁協	—	—	4,712,300	4,712,300	4,712,300	4,712,300
魚島漁協	6,175,260	6,175,260	—	—	6,175,260	6,175,260
平良市漁協	—	—	3,793,500	3,793,500	3,793,500	3,793,500
鬼崎漁協	17,761,298	17,584,852	—	—	17,761,298	17,584,852
大和村漁協	—	—	1,784,900	1,784,900	1,784,900	1,784,900
式根島漁協	—	—	352,450	352,450	352,450	352,450
三宅島漁協	—	—	1,735,060	1,735,060	1,735,060	1,735,060
太東漁協	—	—	115,155	115,155	115,155	115,155
	191,365,923	190,865,334	85,100,883	85,030,833	276,466,806	275,896,217

# IX 昭和55年度漁場油濁被害発生図

(注) ◎印は漁業被害及び防除・清掃  
 ☆印は漁業被害のみ  
 無印は防除・清掃のみ

